

「循環型社会形成推進交付金」の概要

3Rの推進や広域的処理の観点から、循環型社会の形成を図るため、「循環型社会形成推進交付金制度」を創設。

	人口5万人未満で400km ² 未満の地域	人口5万人以上、又は400km ² 以上の地域
単純焼却 直接埋立	補助金廃止	補助金廃止
	沖縄、離島、奄美に限り、循環型社会形成推進交付金を交付	
3Rの推進に 資する事業・ 最終処分	補助金 廃止	<p>循環型社会形成推進交付金 (対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再資源化施設 ○熱回収施設 ○浄化槽 ○汚泥再生処理施設 ○最終処分場 ○調査・計画支援事業 ○高効率原燃料回収施設 <p>☆地方と国が「協議会」を作り、構想段階から協働して施策を実施。</p> <p>※浄化槽については、環境省、国土交通省及び農林水産省が共同で、汚水処理施設整備交付金を創設。</p> <p>※その他に暫定措置あり。</p>

当初概算要求 H16.8.31	三位一体改革で の環境省提案 H16.10.26	循環型社会形成 推進交付金 H16.12.20
<ul style="list-style-type: none"> ○補助率引き上げ 1/4→1/3 ○循環型社会の形成 に向けて率先した 取組を行う市町村 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ○交付率 概ね1/2 <p>従来の公害防止対策としての補助金を廃止し、循環型社会形成のための交付金を創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全体の交付率 1/3 <p>ただし、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設として 高効率原燃料回収施設 交付率1/2</p>